

エコマーク商品類型 No.129

「廃食用油等再生せっけん Version1.7」

認定基準書

—適用範囲—

総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「石けん」（純石けん分以外の界面活性剤を含有しないものに限る）。

制定日 2004年 7月 1日
最新改定日 2012年 7月 13日
有効期限 2020年 6月 30日

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.129 「廃食用油等再生せっけん Version1.7」 認定基準書

(公財) 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

家庭などで発生する使用済み食用油は、台所からそのまま流すと水質汚濁の原因物質となる。廃食用油吸収剤などで処理する方法もあるが、水質汚濁防止、リサイクル促進、環境教育といった観点からせっけんとして活用する取り組みが市民団体、福祉団体などによりなされている。エコマーク事業では、1989年より、このような廃食用油をリサイクルしてつくられたせっけんをエコマーク商品類型 No.11 「廃食用油再生せっけん」として推奨し、普及を図ってきたところである。

今般、1996年より進めてきた商品ライフサイクルの概念の導入による総合的評価により、資源の有効利用、水質汚濁防止、化学物質などの観点から見直しを行い、あらためて廃食用油からリサイクルしたせっけんを採り上げることにした。

2. 適用範囲

総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「石けん」（純石けん分以外の界面活性剤を含有しないものに限る）。

3. 用語の定義

| | |
|--------|--|
| リサイクル | マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収（サーマルリサイクル）は含まない。 |
| 廃食用油 | 製品として使用された後に、廃棄された食用油。これを精製、脂肪酸に加工したものも含む。 |
| 廃石けん | ホテルや旅館の客室アメニティ等で使い残され廃棄された固形石けん。これを精製、脂肪酸に再生したものも含む。 |
| プラスチック | 単一もしくは複数のポリマと、特性付与のために配合された添加剤、充填材などからなる材料。 |
| ポリマ | プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。 |
| 処方構成成分 | 製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。 |

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 製品は、原料の油脂に廃食用油（廃石けんを含む）を、表 1 の配合率以上使用していること。

表 1 原料油脂中の廃食用油の配合率

| 石けんの種類 | 配合率 |
|------------|-----|
| 粉石けん、固形石けん | 70% |
| 液体石けん | 50% |

【証明方法】

廃食用油の回収から製造についてのフロー図、原料供給（回収）事業者の発行する原料供給証明書、および廃食用油の配合率を証明する書類を提出すること。

- (2) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書（環境法規等の名称一覧の記載または添付）を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a. および b. の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書（改善命令、注意なども含む）、およびそれらに対する回答書（原因、是正結果などを含む）の写し（一連のやりとりがわかるもの）
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5) の資料（記録文書の写し等）
 - 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制（組織図に役割等を記したもの）
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策（今後の予防策）
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況（順守状況として立入検査等のチェック結果）

- (3) 製品は、小売段階で簡易包装となるよう出荷していること。

包装に使用されるプラスチック材料は、ISO11469 に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書（平成 12 年 7 月 経済産業省）」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

【証明方法】

製品の小売段階での包装状態および使用包装材料、材質表示の状態を付属証明書に具体的に記載すること（図、写真などを用いて補足してよい）。材料表示を省略する場合は、その根拠を示すこと。

- (4) 包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無を付属証明書に記載すること。

4-2.品質に関する基準

- (1) 製品は、日本工業規格 JIS K 3301、JIS K 3302、JIS K 3303 などの該当する規定に適合していること。また製造段階における品質管理が十分なされていること。

【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていることについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。申込製品もしくは申込製品製造工場が JIS 認定を受けている場合は、JIS 認定の写しを提出することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

- (2) 製品は、「家庭用品品質表示法」および「表示に関する公正競争規約」を順守していること。身体用の石けんの場合は、「薬事法」を順守していること。

【証明方法】

家庭用品品質表示法および表示に関する公正競争規約に基づく表示の見本を提出すること。身体用の石けんの場合は、薬事法を順守していることについて証明書を提出すること。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 簡易包装を施す製品の包装材料は、紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。

6. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分は、ブランド名毎とし、色、大小による区分は行わない。
- (2) マーク下段の表示は下記に示す環境情報表示とする。環境情報表示は、1 段表示を矩形枠で囲んだものとし、「原料油脂に廃食用油〇%」又は「原料油脂に廃食用油〇%以上」と記載すること。なお、廃石けんを原料として使用している場合は、“廃食用油”に替えて“廃食用油等”あるいは“廃石けん”と記載することとする。〇%は、原料油脂に占める廃食用油(廃石けんを含む)の数値を記載すること(〇%は、小数点以下を切り捨てとし、基準値を下限に扱いやすい数値に整えることも可とする)。ただし、「エコマーク使用の手引」(2011年3月1日制定施行)に従い、マークと認定情報による表示(Bタイプの表示)を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

エコマーク商品類型 No.11「廃食用油再生せっけん」の認定商品であって、2005年4月1日以降に本商品類型で使用契約を締結する認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。

以下に一例を示す。



(株)××××(エコマーク使用契約者名)

| | |
|-------------|--|
| 2004年7月1日 | 制定(Version1.0) |
| 2006年10月19日 | 改定(下段表示の取扱い修正 Version1.1) |
| 2007年10月5日 | 改定(有効期限延長) |
| 2008年2月14日 | 改定(古紙パルプ配合率に関する基準項目の一時適用除外(見え消し部分)、有効期限延長 Version 1.2) |
| 2008年8月21日 | 改定(環境法規遵守基準の改定 Version 1.3) |
| 2011年3月1日 | 改定(マーク表示の追加 Version 1.4) |
| 2011年10月1日 | 包装材の一時適用除外とした古紙パルプ配合率に関する基準項目等を配慮事項として設定。(Version1.5) |
| 2011年11月1日 | 改定(商品類型名、適用範囲、用語の定義、廃食用油等の配合率、品質、マーク表示の改定 Version1.6) |
| 2012年7月13日 | 改定(5.(3)(4) Version1.7) |
| 2014年2月1日 | 改定(有効期限延長) |
| 2020年6月30日 | 有効期限 |

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。